

平成 30 年度

坂井市社会福祉協議会における
法人後見立ち上げ事業

報 告 書

平成 31 年 3 月

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

目次

I 概要（平成 30 年度）	1
1 検討の目的とねらい	3
2 検討経過と内容	3
3 平成 29 年度の坂井市における法人後見事業の課題整理	4
II 成年後見制度のニーズの把握と必要性	7
1 成年後見制度のニーズの把握と必要性の整理	9
1) 定量的な状況からの把握・整理	
2) 事業所アンケート調査の結果からの把握・整理	
3) 「公的に取り組む」理由の把握・整理	
4) 本人と家族からの意見	
5) ニーズ調査結果からみた「法人後見」の必要性	
2 検討委員会等で明らかになった法人後見等の課題	24
1) 坂井市社協が行う法人後見の課題	
2) 坂井市が整備すべき中核機関の課題	
III 課題の解決策と方向に関する提言	27
1 基本的考え方	29
2 坂井市における中核機関及び地域連携ネットワークの考え方	30
3 坂井市における成年後見の担い手確保に対する考え方	34
4 坂井市社協が取り組む法人後見事業に対する考え方と立ち上げへの準備	35
5 おわりに	39
<委員長・副委員長のコメント>	40
IV 資料編	43
1 設置要項	45
2 検討体制	46
3 事業所・関係機関アンケート調査	47
4 グループインタビュー調査	57

I 概要（平成 30 年度）

(参考)

事業年度	事業内容	
平成 29 年度	第 1 回 2 月 19 日 (月) 13:30～15:00	成年後見制度の基本的理解 研究会設置の目的、到達点等の確認 山口先生による基礎講座「成年後見制度の理解」
	第 2 回 3 月 19 日 (月) 13:30～15:00	先進地に学ぶ 県内法人後見実施社協（あわら市社協）の取組報告
	第 3 回 3 月 28 日 (月)	先進地に学ぶ 県外先進地視察（長野県伊那市社協）を行い学びを深める
	第 4 回 4 月 5 日 (木) 13:30～15:00	取組・視察報告 あわら市社協の取組報告及び伊那市社協の視察報告 事案報告 坂井市 4 地区及び基幹型地域包括支援センター 協議 法人後見支援を行う社会福祉協議会の体制について

*いずれも会場は、坂井市社協本部 多目的ルーム

3 平成 29 年度の坂井市における法人後見事業の課題整理

(1) 法人後見支援を行う必要性・ニーズについて

① 法人後見の必要性・ニーズについて

- ・高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯が今後増加することが見込まれるので、成年後見制度の利用が増えることが予想される。
- ・成年後見となる第三者後見へのニーズが高まる中、専門職による後見人不足が背景にあり、法人後見の必要性がある。
- ・障害者支援の視点からも、成年後見の利用の見込みを明らかにする必要がある。
- ・長期にわたる日常生活自立支援事業の利用者の移行を考える必要がある。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用ニーズと緊急性を勘案する。
- ・生活困窮者に多い、いわゆるボーダーの方をどのように支援していくか。

② 事例報告からみる第一次窓口の課題

- ・坂井市においては、成年後見制度に関する窓口がなく、日常生活自立支援事業や地域包括支援センターで個別事案への支援策として、成年後見制度の活用を考えている現状がある。そのため、それぞれの相談機関等の判断で、第三者後見の専門職の紹介などが行われている。成年後見制度の活用を総合的に相談する中核機関を設置し、その中核機関が法定後見か任意後見かの判

断を行ったり、後見が必要な場合には、親族後見、第三者後見を判断するなど、基本的な相談の流れが必要である。

- ・一次窓口は、どこまで何をすればよいのか。
- ・振り分ける場合の判断基準がわからない。
- ・紹介後の状況の把握の範囲や手順を明らかにする必要がある。
- ・後見人・受け皿の検討。
- ・中核機関には、専門機関として、後方支援としての役割が必要。
- ・日常生活自立支援事業と家計管理（FP）の関係を明らかにする必要がある。
- ・家計管理（FP）の専門的研修や知識が必要になっている。

③ 今後の課題

社会福祉協議会としては法人後見を立ち上げるに当たり、基本的な相談の流れが確立された中で、法人後見がその役割を果たしていく必要がある。

法人後見が担う必要がある人とはどのようなケースであるか、また、法人後見を受任する場合の検討をどのタイミングで行うのかなど、次の事項を主として中核機関と法人後見を一体的に検討していく必要がある。

ア 中核機関のあり方

- ・中核機関の必要性について、H30年度はそのあり方、条件、内容を深めていく。
- ・中核機関には、「専門機関」として、「後方支援」としての役割が必要である。
- ・中核機関がやることと、その他のところがやることのすみわけが必要である。
- ・委員会には司法関係の人にも入っていただき、深めていきたい。

イ 法人後見の必要性を検証

- ・利用ニーズを明らかにし、成年後見の中の、法人後見の必要性を明らかにする。法人後見の体制をしっかりとすることで、後方支援のあり方が見えてくる。
- ・我が事・丸ごとや生活困窮もまじえたかたちで検討を進める。

ウ 一次窓口のあり方

- ・一次窓口で相談を受けた人が、どこにどのように紹介し、また、どこまでをやるのかの方針が必要である。
- ・状態像の見極めやどこで線引くかも課題である。
- ・現場の負担が増えるのではなく、解決に向かう体制ができるとよい。

エ 成年後見制度利用促進計画について

- ・この検討を、市の基本計画へと展開していく。

Ⅱ 成年後見制度のニーズの把握と必要性

1 成年後見制度のニーズの把握と必要性の整理

1) 定量的な状況からの把握・整理

(1) 対象者の現状

現状の整理にあたり、坂井市では利用者、対象者数を以下のようなフレームで検討する。なお、最大母数、有効母数、一部想定等については、暫定的に豊田市の用語を参考とした。

① 将来的に、何らかの後見支援が必要になる可能性のある対象者（最大母数）

- ・ 将来的に、何らかの後見支援が必要になると考えられる層であり、具体的には「介護保険要介護認定者」、「療育手帳所持者」、「精神保健福祉手帳所持者」が考えられる。
- ・ 坂井市ではそれぞれ、4,205 人、703 人、701 人であり、計 5,609 人である。

区 分	把握した項目	人 数
最大母数 5,609 人	介護保険要介護認定者数	4,205 人
	療育手帳所持者	703 人
	精神保健福祉手帳所持者数	701 人

② 現在もしくは近い将来、成年後見が必要になる対象者

A：認知症や障害程度が中等度以上（有効母数）

- ・ すでに何らかの支援が必要になっている対象者であり、「認知症高齢者」、「療育手帳 A 判定所持者」「精神保健福祉手帳 1 級所持者」が考えられる。
- ・ 坂井市ではそれぞれ、1,833 人、283 人、40 人であり、計 2,156 人である。

区 分	把握した項目	人 数
有効母数 2,156 人	認知症高齢者数 (認知症自立度 II b 以上)	1,833 人
	療育手帳 A 判定所持者数	283 人
	精神保健福祉手帳 1 級所持者数	40 人

B：事業所アンケート調査から、必要と考えられる「要支援者」（一部想定）

- アンケート調査から、成年後見制度が必要になると想定されるケースであり、今回は 184 人程度であり、坂井市の人口 9 万 2 千人の 0.2% だった。なお、成年後見制度の必要者数は凡そ人口の 1% といわれ、相当するのは 920 人であることから、一部想定数は 184～920 人程度になるものと想定される。

区 分	把握した項目	人 数
一部想定数 174～920 人	成年後見制度想定ケース数	174 人
	坂井市人口約 1%	920 人

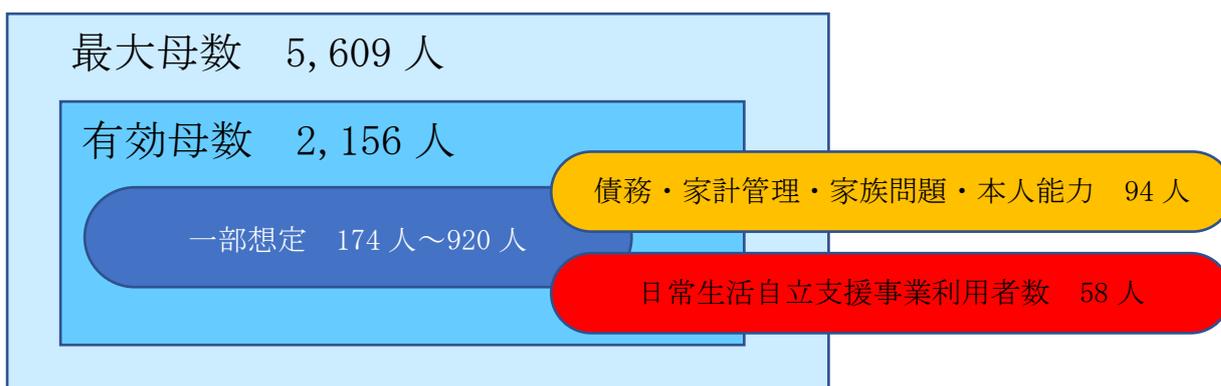
C：アセスメント結果にもとづく対象者

- 生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち、「債務・家計管理・家族問題・本人能力」に問題があると判断された方であり、平成 30 年 3 月現在 94 人であった。また、日常生活自立支援事業の利用者数は、58 人であった。

区 分	把握した項目	人 数
アセスメント必要数	生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち、「債務・家計管理・家族問題・本人能力」	94 人
	日常生活自立支援事業利用者数	58 人

以上をまとめると、次のような構造図となる。

成年後見制度の利用が急務である方は 174 人から 920 人であり、特に、アセスメントで支援が必要と考えられた人、日常生活自立支援事業の利用者を合わせた 150 人程度の利用が急務である。



(2) 利用者の現状・推計

福井家庭裁判所の資料から、現在の成年後見制度利用者の状況を整理すると次の通りである。

なお、平成30年10月23日の成年後見制度全体の利用者は1,516人であるが、この人数は県の人口773,700人（平成30年9月）の0.2%に該当する。坂井市が実施したアンケート調査における184人は、坂井市の人口（平成30年9月）92,050人の0.2%に相当することから、アンケート調査の結果は妥当と考えられる。

○申立の動機別件数 (件)

	合計	預貯金の 管理解約	保険金 受取	不動産 の処分	相続手続	訴訟手続	介護保険 契約	身上監護	その他
H27	455	211	18	49	38	13	105	12	9
H28	413	176	16	31	36	17	60	64	13
H29	522	208	47	49	43	14	92	58	11

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

○鑑定期間別件数 (件)

	合計	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
H27	25	6	17	2	0	0	0	0
H28	24	15	7	2	0	0	0	0
H29	29	19	6	4	0	0	0	0

○鑑定費用別件数 (件)

	合計	5万円以下	10万円以下	15万円以下	20万円以下	20万円超
H27	25	25	0	0	0	0
H28	24	24	0	0	0	0
H29	29	29	0	0	0	0

○成年後見人等と本人との関係別数 (件)

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士
H27	5	5	40	23	22	66	44
H28	3	5	37	7	17	64	37
H29	4	9	36	8	12	73	38

	社会 福祉士	社会福祉 協議会	税理士	行政書士	精神保健 福祉士	市民 後見人	その他法人	その他個人
H27	40	3	1	0	0	0	1	2
H28	37	2	0	0	0	0	0	7
H29	36	6	1	2	0	0	0	5

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した

事件総数とは一致しない。

○成年後見人等と本人との関係別件数表（うち法人部分） (件)

	合計	弁護士法人	司法書士法人	税理士法人	行政書士法人
H27	12	0	12	0	0
H28	5	0	5	0	0
H29	8	0	8	0	0

(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 各数値は、弁護士、司法書士、税理士又は行政書士のうち数である。

○成年後見制度の利用者数表 (人)

	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
H27	1,355	1,059	228	61	7
H28	1,412	1,104	244	57	7
H29	1,470	1,139	262	60	9
H30	1,516	1,186	281	59	8

(注) 各年 12 月末時点の本人数 ※H30 については、H30 年 10 月 23 日現在

(3) 担い手の現状・推計

社会福祉士会、司法書士会、弁護士会の担当者へのヒアリングから、受任できる範囲をたずねたところ、それぞれ 240～280 人、250 人、385 人となり、県全体で専門職が受任できる範囲が 875 人～915 人となった。

他方、坂井市のアンケートの結果からは要支援者が 184 人であり、現在の受任の傾向どおり 7 割の人が専門職による受任となることを想定すると、128 人が対象になると考えられる。

現在、県全体で専門職による受任件数が 854 人であることから、坂井市で専門職による後見等 128 人を加えると 983 人となり、福井県全体で専門職が可能な範囲を超えてしまうことになり、今後の増加に対応できない可能性がある。

	担当者	受任できる範囲	福井県全体の受任出来る範囲
社会福祉士会	60人～70人	× 4人 = 240～280人	} 875人～915人
司法書士会	約25人	× 10人 = 250人	
弁護士会	77人	× 5人 = 385人	

専門職後見人が関与している利用者人数	
福井県全体	1516人のうち <u>854人←限界がきている</u>
専門職の割合	専門職の割合



854	+	129	=	<u>983</u>
県内全体の負担の範囲を超える				



坂井市アンケート			
86人 ↑約50%	+ 184人 現在の傾向 約70%が専門職	= 270人	※今のままで対応 184人×0.7=129人 ↓ マッチングをより適切に

- ・ 要支援者の年齢は、「80代」（43.5%）が最も多い（問3）。
- ・ 居住形態は、「在宅（施設形態の在宅、入院中除く）」（66.3%）が多い（問4）。
- ・ 支援者の主たる収入は、「年金」（81.0%）が最も多い（問5）。
- ・ 要支援者のうち、「親族（身寄り）がない。」または「親族はいるが、協力を得ることが困難である。」に該当する人が47.8%であり、キーパーソンがない人が半数近い（問6）。

	回答欄	
	(人)	(%)
① 親族(身寄り)がない。	17	9.2
② 親族はいるが、協力を得ることが困難である。	88	47.8
合計	184	

※) ここでいう「親族」とは、「2親等以内の血族又は姻族(本人及び配偶者の兄弟姉妹、孫など)」及び「回答者が知りうる範囲の4親等以内の血族(本人のいとこ、甥姪の子など)」を指します。

※) 「協力を得ることが困難である」例としては、以下のとおりです。

- ・ 親族が身体的又は精神的問題等を抱えており、利用者のことを任せられない状況にある。
- ・ 親族から虐待(身体的・精神的・経済的・性的・ネグレクト等)を受けている(又は過去に受けていた)状況にある。
- ・ 本人と親族間に何らかの利害対立が生じている。
- ・ 親族はいるが協力を事実上拒否されている(又は連絡がつかない)。

(2) 成年後見制度の利用

- ・ 要支援者のうち、成年後見制度の申立て（支援を含む）を行った人は10.9%（問7）。
- ・ 成年後見制度について相談した機関は、「地域包括支援センター」（54.5%）が多い（問8）。

	回答欄	
	(件)	(%)
① 家庭裁判所	2	18.2
② 地域包括支援センター	6	54.5
③ 坂井市役所(地域包括支援センター以外)	1	9.1
④ 福井県弁護士会又は弁護士	3	27.3
⑤ リーガルサポート福井県支部(県司法書士会)又は司法書士	4	36.4
⑥ ばあとなあ福井(県社会福祉士会)又は社会福祉士	2	18.2
⑦ 坂井市社会福祉協議会又は福井県社会福祉協議会	1	9.1
⑧ その他(内容:)	3	27.3
⑨ 他機関には相談していない(自施設・自法人のみで対応)	0	0.0
合計	11	

※) 「1」以外の数値が入力されている場合も「1」としてカウントしている(該当2件)

※) 「1」と入力されている場合も問7で「1人以上」と回答していない場合はカウントしていない(該当2件)

- ・ 成年後見制度の申立ての準備・検討を進める上で支障となった点は、「申立人（親族）の協力が得られなかった。」（63.6%）が最も多い（問9）。
- ・ 成年後見制度の申立人は、「坂井市長」（40.0%）が最も多い（問10）。

- ・ 成年後見制度の後見人（候補者）は、「第三者後見人（候補者）」が 75.0%（問 11）。

		回答欄	
		(人)	(%)
①	親族後見人(候補者)	4	20.0
②	第三者後見人(候補者)	15	75.0
N.A=1(5.0%)		合計	20

(問8の合計人数と合致)

(3) 坂井市における成年後見制度の取り組み

- ・ 成年後見制度の申立を行った施設・事業所のうち、坂井市の支援制度を「知っている」のは 64.3%である（問 12）。
- ・ 大分類別にみると、高齢福祉分野は最もサンプル数が多く 64 事業所であるが、「知っている」は 39 事業所（60.9%）、「知らない」は 15 事業所（23.4%）であった。
- ・ さらに中分類の事業所種別でみると、居宅介護支援事業所では「知らない」が 9 事業所、施設・居住系事業所でも「知らない」が 6 事業所であった。

大分類		知っている	知らない	無回答	計
医療機関	n	2	2	1	5
	%	40.0	40.0	20.0	100.0
高齢福祉	n	39	15	10	64
	%	60.9	23.4	15.6	100.0
障害福祉	n	11	1	1	13
	%	84.6	7.7	7.7	100.0
生活困窮者自立支援	n	1	0	0	1
	%	100.0	0.0	0.0	100.0
日常生活自立支援	n	1	0	0	1
	%	100.0	0.0	0.0	100.0
総計	n	54	18	12	84
	%	64.3	21.4	14.3	100.0

中分類		知っている	知らない	無回答	計
医療機関	n	2	2	1	5
	%	40.0	40.0	20.0	100.0
居宅介護支援事業所(地域包括・小規模多機能含む)	n	22	9	7	38
	%	57.9	23.7	18.4	100.0
施設・居住系(介護保険)	n	17	6	3	26
	%	65.4	23.1	11.5	100.0
施設・居住系(障害福祉)	n	5	0	0	5
	%	100.0	0.0	0.0	100.0
生活困窮者自立支援	n	1	0	0	1
	%	100.0	0.0	0.0	100.0
相談支援事業所(障害福祉)	n	6	1	1	8
	%	75.0	12.5	12.5	100.0
日常生活自立支援	n	1	0	0	1
	%	100.0	0.0	0.0	100.0
総計	n	54	18	12	84
	%	64.3	21.4	14.3	100.0

- ・ 成年後見制度の利用を検討するために希望する支援は、「相談支援時の同行や同席」(69.0%) が最も多く、「個別訪問等による制度説明」(59.5%)、「ケースに対する助言(スーパーバイズ)」と「申立書の書き方や準備の支援」が 54.8%で続いている(問 13)。

	回答欄	
	(件)	(%)
① 個別訪問等による制度説明	50	59.5
② 相談支援時の同行や同席	58	69.0
③ ケース検討の場	38	45.2
④ ケースに対する助言(スーパーバイズ)	46	54.8
⑤ 申立書の書き方や準備の支援	46	54.8
⑥ 法律専門職の助言	40	47.6
⑦ 第三者による後見人等候補者の紹介	35	41.7
⑧ 成年後見制度に関する分かり易いパンフレット	45	53.6
⑨ その他(具体的に:)	4	4.8
	N.A=8(9.5%)	合計 84

- ・ 坂井市における成年後見制度の利用促進のために必要だと思う仕組みや地域資源は、「成年後見に関する明確な相談窓口の設置(相談機能)」(77.4%)、「申立にかかわる相談・援」(69.0%)、「本人の状態変化に応じて、適切な時期に、権利擁護支援の見立てを検討できるしくみ」(61.9%) が上位に挙げられている(問 14)。

	回答欄	
	(件)	(%)
① 本人に身近な人が発見・気づき、相談につながりやすくなるような周知・広報(広報機能)	50	59.5
② 成年後見に関する明確な相談窓口の設置(相談機能)	65	77.4
③ 地域の相談機関における検討への専門職の派遣	43	51.2
④ 弁護士・司法書士などの法律職による相談支援が受けられる体制	33	39.3
⑤ 精神科医療などの医療機関と連携した相談支援が受けられる体制	36	42.9
⑥ 虐待対応の専門的な第三者機関の設置	35	41.7
⑦ 本人の状態変化に応じて、適切な時期に、権利擁護支援の見立てを検討できるしくみ	52	61.9
⑧ 本人の状態変化に応じ、適切な時期に、任意後見監督人選任に関する助言等を受けられるしくみ	33	39.3
⑨ 首長申立や成年後見制度利用支援事業の対象拡大	24	28.6
⑩ 申立にかかわる相談・支援	58	69.0
⑪ 本人に適切な支援ができるための支援内容や適切な候補者推薦を検討できるしくみ	29	34.5
⑫ 一定の研修を受けて後見活動を行う市民後見人の育成	23	27.4
⑬ 継続性があり、複合的な課題に対応できる法人後見を行う機関があること	32	38.1
⑭ 本人に身近な親族、関係者と後見人がチームとなって、日常的に本人を見守り、必要な対応を行う仕組み(後見人支援機能)	39	46.4
⑮ 親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられること	40	47.6
⑯ その他(具体的に:)	1	1.2
	N.A=7(8.3%)	合計 84

(4) 今後の取り組みに対する意見

坂井市における今後の成年後見制度の取り組みについては、84件の事業所の36.9%にあたる31件から、現場で抱えておられる不安や課題など、具体的なご意見をいただいた（問15）。

主な意見は以下の通りである。

① 体制づくり

- 高齢者および障がい者、生活困窮者の状況把握の迅速化に向けた体制づくりが必要。
- 相談員等が抱えているケースが今後生活困窮等に陥らないための予防線として制度の適切な活用を希望する。
- 要支援者への取り組みの継続性を担保するための法人後見の機関設立や仕組みづくりを望む。
- 現状でこの制度に関わる事例に携わったことがない（少ない）ため不安である。そのため中核機関、法人後見等、身近に専門職が相談できる機関があってほしい。またその機関と一緒に支援するなどスーパーバイザーの役割を果たしてほしい。
- 個別に相談対応できる専門機関を作ってほしい。
- 自治体ごとに制度への取り組みに差があることが問題なので改善すべき。

② ネットワーク

- 他市町との連携や民生委員、福祉委員、保健師等との連携による地域力の強化。
- 誰でも分かりやすい、相談しやすい窓口を設けてほしい。
- 地域の方が必要な時にどこに相談すればよいかを明確化することが必要。
- 自宅へ訪問し、本人や親族へ説明してもらえる機関があると良い。

③ 行政からの広報・説明

- 手続きが非常に煩雑なことや法律用語が並ぶため利用が前提でないと相談しづらい。もっと身近に利用できるものというイメージづくりが必要。
- 市として制度の啓蒙活動の促進、安心感を与える広報の充実。
- 当事者・家族への制度説明の機会を設けてほしい。
- 成年後見制度の運用上のポイントやトラブル事例等の情報提供をしてほしい。

④ 市民後見人

- 市民後見人を育成できるような仕組みが必要。

⑤ その他

- 相談事例について検討できる場があると地区包括としても動きやすい。
- お金がない及び保証人がいない（または親族が協力的でない）方はこの制度を利用しづらい現状にあるので、支援を検討すべき。そのような場合に相談する窓口や低料金で保証人を引き受けてくれる公的な制度があると良い。
- 理解が難しい方に説明する際の視覚化したツールがあるとよい。ツールを活用できる支援者の育成。

3) 「公的に取り組む」理由の把握・整理（三士会の意見）

事業所アンケートとあわせて、本検討委員会に参画する「福井弁護士会」、「成年後見センター・リーガルサポート」、「成年後見サポートセンター・ばあとなあ福井」の三専門士会から、成年後見制度の中核機関に対する要望・意向を提出していただいた。

また、法人後見について、検討委員のご意見を回答していただいた。

（1）中核機関の必要性

① 相談できる組織体制の必要性

- 成年後見制度の利用が必要か否か、他の制度利用が適切なのか、生活上の課題解決に必要な支援体制の構築に対する助言等。
- 社会福祉に関する知識（介護保険、障害福祉サービスはじめ、生活困窮、医療制度、児童関係など）、成年後見制度に関する知識をもつ相談員の配置が必要。
- 生活上の知識に関する助言を得られる専門職種やその団体による中核機関へのアドバイザーの派遣や中核機関職員への相談（バックアップ）体制が必要。（以上、ばあとなあ福井）

② 関係機関の連携強化

- 中核機関には課題解決のため多くの関係機関が関わるのが望ましい。（リーガルサポート）
- 連携を深めるシステムとなるよう、中核機関だけが独り歩きしないようお願い。（ばあとなあ福井）
- 中核機関においては、①から⑤までのいずれの機能も重要である。当会としては、いずれの機能についても貴庁の取り組みについて積極的に支援させていただきたい。（弁護士会）
- 中核機関設立準備のための協議会ないし審議会（その他名称は特に問いません。）を設立いただくことである。そして、当該協議会等のメンバーとして、弁護士会のメンバーも是非とも参加させていただきたい。（弁護士会）
- 弁護士と社会福祉士と相談機関関係者がケース検討を行う体制があるものの、これ以外の事案については、後見人を付すべきか否か、後見人を付した後、どのように本人を支援していくかについて関係機関と連携して検討する体制が乏しい。（弁護士会）
- 弁護士と福祉職との連携が不十分であるため、弁護士の後見業務が財産管理中心となっており、身上監護面での支援の選択肢が乏しい。（弁護士会）
- 弁護士と福祉関係者を交えたケース検討を行う仕組みを導入し、後見が必要な事案について、早期の段階から専門職が積極的に関与することを目指すべき。これにより、弁護士と福祉職との連携も深まり、それぞれのスキルアップが図られる。（弁護士会）

③ 本人中心の支援が必要

- 今までのような成年後見人等に任せるだけという意識の改革が求められ、関係者同士が本人を中心にした本人の支援になるよう取り組む事が肝要。（ばあとなあ福井）
- 社会福祉士は、本人の生活モデルを主体にエンパワメントを持って支援し、各関係者と連携していけるような理論と技術を学んでおり、その役割を担っている。適材適所に社会福祉士の資格を持つ者の配置を求めたい。（ばあとなあ福井）

④ その他

- 一度に基本計画内容を備えることは困難と思いますので、できるところから整備していただきたいです。
(リーガルサポート)

(2) 法人後見について

① 支援機関が抱えている現行の課題

- 長期間の継続した支援や複合的な問題 (飯田委員)
- ある社協で日常生活自立支援事業を契約する前提として多重債務問題を解決してもらいたいという相談を受けた。社協として同様の事態を防ぐために専門家による「セーフティネット」が欲しいという意見を聞きした。(今井委員)
- 法人後見制度が本格的に始まると、社協の職員の方たちが上記「セーフティネット」になるが、大きな責任を背負うことになる現場の職員の声はどのようなものなのか率直に聞いてみたい。(今井委員)
- 後見問題に対して採算度外視で関わっている弁護士は一定数いるが、社協が弁護士会と連携し、一人でも多くの弁護士の協力を望むのであれば、個々の弁護士のボランティア精神に期待するのではなく、報酬問題についての議論は避けては通れない。(今井委員)

② 被後見人への対応

- 法人後見相当の事案 (飯田委員)
 - 親族がいない、もしくは協力が得られない場合
 - 長期間の後見活動が必要と予想される場合
 - 資産が少なく、専門職後見人の選任が困難な場合
 - 頻回に面会が必要だったり、複雑な問題があり支援が困難な場合など
- 生活困窮者など社会的弱者で、かつ身寄りがいない場合などは、社協が法人後見になる要請がある。(竹内委員)
- 資力がない被後見人であれば法テラスの利用が考えられるが、法テラスの利用を前提として受任する弁護士を探す必要がある。(今井委員)

③ 社会福祉協議会が法人後見を行うことの必要性

- 坂井市社協が法人後見の設立を目指すという点については異論ない。(今井委員)
- 社協では家計改善支援の業務実績があるため、日常的な金銭管理を行うことは十分に可能であり、弁護士後見人以上に本人の意思に配慮したきめ細やかな「身上監護業務」が行えるのではないかと期待している。(今井委員)
- 社協の法人後見人だけでは対応が困難な場合が想定される。そのような場合には家裁に対し、弁護士後見人の追加選任を依頼し、権限分掌により対応するとか、あるいはスポット毎に弁護士に委任して事件に対応していく必要がある。(今井委員)
- 坂井市社協におかれては、現場の職員の意見等をしっかりと吸い上げ、今後の運用に反映して頂きたい。(今井委員)
- 最新の理念や業務、倫理など能力担保のため、定期的な研修を行う必要がある。(竹内委員)

(3) 今後について

① 先進事例として期待

- 本人のためにもっと使いやすくなればと思っていますので、専門職だけでなく、関係機関の連携強化が図れるよう、貴協議会がリーダーシップをとっていただけたら。(リーガルサポート)
- 会として、中核機関職員へのアドバイザー(職員養成のための助言者)としての派遣は協力できる。(ばあとなあ福井)
- 中核機関設立に向けてもっとも積極的に取り組んでおられるのは、坂井市であると家庭裁判所からお聞きしている。(弁護士会)

② その他

- 中核機関設立のプロセスや課題等について知見を是非とも共有したい。(弁護士会)
- 貴庁の審議会等の中核機関設立準備会に参画できればと考えている。(弁護士会)

4) 本人と家族からの意見

グループインタビュー調査からの本人・家族からの成年後見制度への意見は次の通りである。成年後見制度の体制整備に対する意見が多く、法人後見の必要性に関するご意見は浮かび上がらなかった。

① 成年後見制度の「広報」の必要性について

- 後見人がどこまで汲み取れるか不安、携わる人への信頼が持てない
- メリットが分からないので利用しない
- 成年後見制度を利用している方の話を聞ける機会がほしい
- 行政の実態把握と情報開示が必要
- 相談できる場所や話し合える場所が必要

② 成年後見制度にいたるまでの「相談」体制の必要性について

- 財産管理だけなら親族で十分である
- 意思が後見人に伝わるのか、弱みにつけこむ後見人がいるのではないかという不安がある
- 相続や財産分与の際には成年後見制度が必要
- 親がいない場合には制度の利用を考えたい
- 不動産整理や銀行口座の際に困りごとが発生する
- 困っていることを相談できる窓口が必要

③ 成年後見制度の利用を促すことの必要性について

- 親・親族の裁量をある程度認めてほしい
- 適切な医療やサービスを選んで対応してくれる人が必要
- チーム内の役割分担をはっきりする、最終的な判断の所在の明確化
- 行政の引き継ぎの徹底

○現状では成年後見人はある程度勉強して気持ちがある人でないと成れない

④ 専門職の後見人を支援する仕組みについて

- 後見人に認知症・障害者両方に対応できる知識があるか疑問
- 報酬金額のばらつき
- 多くの目で後見を支えることで、当事者との信頼関係を築ける

⑤ 成年後見制度の不正防止のための仕組みの必要性について

- 後見人にお金を使い込まれたという話をよく聞く
- 後見人当人以外でのチェックが必要
- 法人後見では継続性を担保でき、チーム内で問題点を改善できるメリットがある

⑥ その他（当事者の困りごと・感想など）

- 親が見られなくなった場合子どもに合った施設に入れてほしい

5) ニーズ調査結果からみた「法人後見」の必要性

以上のニーズ調査結果及び委員会の意見等から、坂井市における「法人後見」の必要性について、次のようにまとめられた。

① 社会福祉協議会が実施することの妥当性・必要性

- 現在、坂井市内では法人後見が実施されていないが、これまで社協が実施してきた、日常生活自立支援事業や、家計管理支援の業務実績があることから、本人の意思に配慮したきめ細やかな「身上監護業務」を強みとした法人後見を実施することは可能ではないかとの意見があった。【三士会の意見より】
- なお実際の法人後見においては、他の専門職からの支援が必要な案件もあると考えられることから、たとえば弁護士後見人の追加選任を依頼し、権限分掌により対応する、もしくはスポット毎に他の専門職に委任して事件に対応していくことが考えられる。その場合も、社協がそのネットワークの中心となることが適切である。【三士会の意見より】

② 「チーム後見」が望ましい事例が増加していることへの対応

- 「継続性があり、複合的な課題に対応できる法人後見を行う機関があること」を望む声が 38.1%ある。「継続性を担保するための法人後見の機関設立や仕組みづくりを望む」との意見あり。【事業所アンケート調査より】
- 「お金がない及び親族（保証人）がいない、協力的でない方が利用しづらい現状がある。公的な支援があるといい。」との意見あり。【事業所調査より】
- 複雑なケースの場合、法人後見だと法人内でチームで対応できるというメリットがある。【委員会より】
- 障害のある子の親としては、日々関係を持てる施設や社協と、状況に応じて後見の話や相談ができると安心できる。【委員会より】
- 社協が、日自等で継続的に支援してきた方に関しては、引き続き受任できると、家族等は安心なのではな

いか。【委員会より】

③ 法人が受任すると望ましい利用者像が明確になったことへの対応

○本調査からは、法人後見を実施した場合、法人が受任すると望ましい利用者像が明らかになった。

すなわち

「親族がない、もしくは協力が得られない場合」

「長期間の後見活動が必要と予想される場合（若い方）」

「資産が少なく、専門職後見人の選任が困難な場合」

「頻繁に面会が必要であったり、複雑な問題があり支援が困難な場合」

「生活困窮者など社会的弱者で、かつ身寄りがいない場合」であって、「後見人のなり手がいないが支援が必要な場合」

「資力がない被後見人で、法テラスの利用が難しい場合（弁護士が確保できない場合含む）」

（日常生活自立支援事業、家計改善支援事業等の実績を活かして）本人の意思に配慮したきめ細やかな「身上保護業務」を期待している。 【三士会の意見、委員会より】

④ 専門職による受け皿が不足している課題への対応

○成年後見制度の利用が必要な人が増えていく中で、第三者後見へのニーズが高まる。専門職後見人だけでは受け皿が不足する。【データより】

○要支援者のうち、キーパーソンがいない人が半数近くおり、市長申立が 4 割で一番多く、第三者後見人（候補者）が 75%であった。【事業所アンケート調査より】

○ばあとなあ福井は、勤務者の方が多いため受任件数が少ない、頻繁な訪問が困難という現状。「長期間の継続した支援、複合的な問題への対応」に課題を抱えている。【委員会より】

○弁護士や司法書士は財産管理が主な業務となる。最近では、家裁も「財産管理」と「身上監護」を分けて複数選任することも増えてきており、個人受任から、法人後見も含め、皆で支援していく“チーム後見”への転換が必要。【委員会より】

○弁護士や司法書士は職業として受任するので、経営的に成り立つかどうかは必ず考える。【委員会より】

2 検討委員会等で明らかになった法人後見等の課題

以上の検討から明らかになった法人後見の課題としては次のようなものがある。

1) 坂井市社協が行う法人後見の課題

① 受任の範囲

- 専門職や親族の個人後見と同じような立場でやっていくのか、個人後見ではカバーできない、補助的な、やむを得ない受け皿的立場で関わるのか。
- 福祉関係者や障害者の親からは、強い要請・要望・期待がある。法律上の線引きがあいまいな中、できないこと（医療同意、保証人等）をきちんと理解しないといけない。そのうえで、どんな方の、どこの部分の支援をしていくのかはつきり決めていかなければならない。
- 皆がやりたがらない（生活困窮者など）ところを担っていくのか。
- 調査において、法人後見を行う機関があった方がよいと答えた事業所は、どのような理由でそう答えたのか。

——以上のことから、受任の範囲を明らかにした「実施要綱」や「ガイドライン」を整える必要がある。

② 困難事案の取扱い

- 多重債務や相続問題などかなりの調整が必要とされる案件は、社協だけで抱え込むのは困難である。権限分掌とかスポットごとに弁護士に依頼が必要。その場合の、弁護士報酬をどう工面するのか。
- 地域連携ネットワークについての整理が必要。地域連携ネットワークを進めていくと、法人後見をあえてする必要があるのであるのか。

——以上のことから、地域連携ネットワークで困難事例を取り扱う場合の、ルールを決めておく必要がある。

③ 日常生活自立支援事業との役割分担

- 成年後見制度が利用しづらいために、日常生活自立支援事業を利用しているきらいがある。

——以上のことから、利用者の視点に立って日常生活自立支援事業等との役割分担も含めた権利擁護の支援方策を検討することが必要である。

④ 権利擁護

- 本人の利益、意思決定の尊重を基本とした姿勢が重要である。社協（後見人）にとって合理的にならないよう、客観性が担保されるような仕組みが必要である。

——以上のことから、客観性が担保される仕組みを検討する必要がある。

⑤不正防止体制の構築

- 組織として担当者の業務内容をどこまで把握できるのか。
- 不祥事に対する責任をどのようにとるのか。（現在の保険で対応できるのか、指導監督）
- 監視体制、運営体制をどう整えていくのか。

——以上のことから、制度の運用全体を推進し、後見人支援も含めた監視体制や運営体制を講じていくことが必要である。

⑥スタッフ（職員）教育

- 現場職員の意思を反映できるか。
- スタッフをどのように育成教育・指導監督していくのか。
- 個人後見のようにスタッフそれぞれが意思決定をしていくのか、意思決定はさせず本部で決めたことを手足のように動くだけにしていくのか。どのように運営していくのか。

——今後は、三士会にもご協力いただいて、今後の方向性を決めてはどうか。

2) 坂井市が整備すべき中核機関の課題

なお、アンケート調査等からは、平成 29 年度の検討から引き続き坂井市における中核機関やネットワークの必要性が指摘された。国の基本計画の中核機関の機能として示されている 5 つの機能のうち、坂井市では 3 つの機能の必要性が示唆される結果となった。

① 制度、相談窓口の周知（広報機能）

アンケート調査結果からは、成年後見制度の利用が必要な人、支援者側を含めて、制度についての理解が不足していることが明らかになった。正しく理解し利用するための広報機能がまずは必要である。

② 地域・専門職からの多様な相談受け皿（相談機能）

アンケート調査からは、各相談機関が受けるケース相談の支援が必要であることが明らかになった。（制度利用の必要性、申立者の検討等）成年後見制度の利用の必要性の高い人を、適切にその利用につなげる機能が不可欠であり、専門的な知識を高めるため、三士会と相談できる体制の整備を検討していく必要がある。

③ 利用できる支援体制（後見人の支援機能）

アンケート調査の自由回答などから、選任後の後見人等への支援体制を構築する必要があることがわかった。後見人一人では解決できない問題が多いため、本人・後見人が相談し連携できるような支援する機能が必要である。

Ⅲ 課題の解決策と方向に関する提言

1 基本的考え方

急速に進む高齢化や核家族化のなか、成年後見制度が必要と考えられるケースの増加が予測されている。制度が必要だと考えられる人は、

- 消費者被害や詐欺のターゲットとなっている高齢者や障害者
- 経済的虐待（年金を全て使われてしまうなど）や放棄・放任ケース
- セルフ・ネグレクト（自己放任）のケース
 - 住宅・医療・福祉・金融等の生活関連サービスを適切に利用できない。
 - 極端に不衛生な生活環境の状態（いわゆるゴミ屋敷状態）など

などが考えられる。

権利擁護支援が必要な人は、自分に必要な制度に自分の力だけで繋がること（申請し契約すること）が難しい。また、課題が大きくなってから関わると、本人も支援者も行政も苦しい。

そこで、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、坂井市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る必要がある。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークが目指すもの】

「発見→相談」

- ・早期対応から専門相談までのつなぎ
- ・必要な人に必要な支援（見守り・法定後見）が行き届くような地域づくり

(2) 中核機関・ネットワークの具体的考え方

以上の前提をふまえ、平成 30 年度に実施したニーズ調査からは、引き続き坂井市における中核機関やネットワークの必要性が指摘された。国の基本計画では、中核機関の機能として、5 つの機能が示されているが、坂井市では、このうち、3 つの機能の必要性が示唆される結果となった。

★国が示す 5 つの機能★

①広報・啓発機能

- ・司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者で認識を共有し、利用する本人への啓発活動。
- ・声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発。
- ・中核機関は、広報を行う各団体・機関と連携し、広報活動が地域において活発に行われるよう配慮。

②相談機能

- ・後見等のニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、これらの情報を集約し、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得る。
- ・後見等のニーズの精査と必要な見守り・権利擁護支援の体制確保を調整
 - 地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等とも連携
 - 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等とは、市町村区域を超えて連携。
 - 民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体とも連携。

③成年後見制度利用促進機能

- 受任者調整（マッチング）等の支援
 - ・親族後見人候補者や市民後見人候補者等の支援、受任者調整、裁判所との連携。
- 担い手の育成・活動の促進
 - ・市民後見人の研修・育成・活用
 - ・法人後見の担い手の育成・活動支援
- 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

④後見人支援機能

- ・親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じ、後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する。
- ・専門職団体の協力を得られる仕組み（ケース会議）
- ・中核機関は、家裁と情報共有し、後見活動が本人の意思を尊重し、身上に配慮して行われるように支援。
- ・権利擁護が適切に行われないケースを発見した場合は、速やかに権利擁護につなげる。

⑤不正防止機能

- ・親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正の防止。
- ・親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及ばないよう、その兆候を把握。
- ・財産保全が最優先だった後見について本人の生活状況等に応じ必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすく、より適切・柔軟な運用を広げる。
- ・後見人による不正を生じさせない仕組みや監督機能を家庭裁判所の外で充実させる方策を検討。

① 制度、相談窓口の周知（広報機能）

アンケート調査結果からは、成年後見制度の利用が必要な人、支援者側を含めて、制度についての理解が不足している。正しく理解し利用していくための広報機能がまずは必要である。

しかしながら、相談を受ける中核機関の職員に知識がなければ、後見ニーズを適切に把握して対応することが困難となる。

② 地域・専門職からの多様な相談受け皿（相談機能の充実、マッチング支援）

事業所調査からは、各相談機関が受けるケース相談の支援が必要である。（制度利用の必要性、申立者の検討等）

成年後見制度の利用の必要性の高い人を、適切にその利用につなげる機能が不可欠。専門的な知識を高めるため、三士会と相談できる体制の整備を検討していきたい。

また、高齢者が認知症状態になり支援が必要になる、障害者が親なき後に支援が必要になる、生活困窮者が経済的に困窮状態ならないよう支援が必要になるなど、権利擁護支援に携わる中核機関の職員は、介護保険制度、障害者福祉制度、生活困窮者自立支援制度の各相談機関との連携した対応が必要となる。

③ 選任後の後見人等への支援体制の構築（後見人支援機能）

後見人一人では解決できない問題が多いため、本人・後見人が相談し連携できるような支援する機能が必要である。

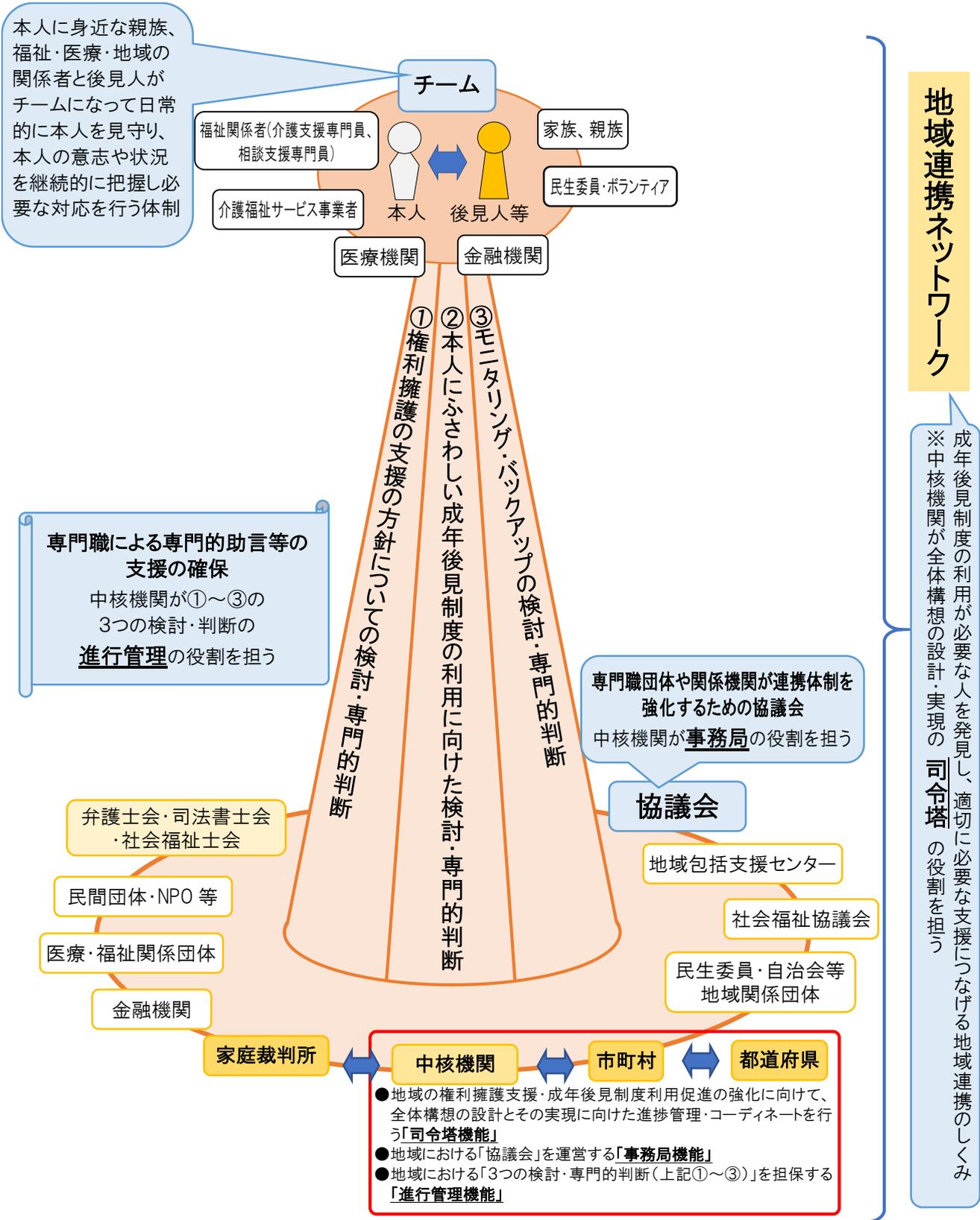
権利擁護支援に携わる中核機関の職員は、後見人が孤立しないよう、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人が一体となって日常的に本人を身守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な体制を行えるよう支援する役割が求められる。

以上の結果からは――

- ・ 後見ニーズを適切に把握して対応するため、相談を受ける中核機関の職員の知識の向上
- ・ 介護保険制度、障害者福祉制度、生活困窮者自立支援制度の各相談機関との連携した対応ができる組織体制
- ・ 中核機関は継続的に支援できる機関

が必要であることが示唆された。

図 地域連携ネットワークのイメージ



3 坂井市における成年後見の担い手確保に対する考え方

専門職後見人の担い手不足の解消にむけては、安易に専門職による後見を選定することをせず、適切な後見人のマッチングとなるような相談支援が必要であり、そのための、検討支援のあり方や後見人選任の仕組みづくりとあわせて、担い手の確保をしていく必要がある。

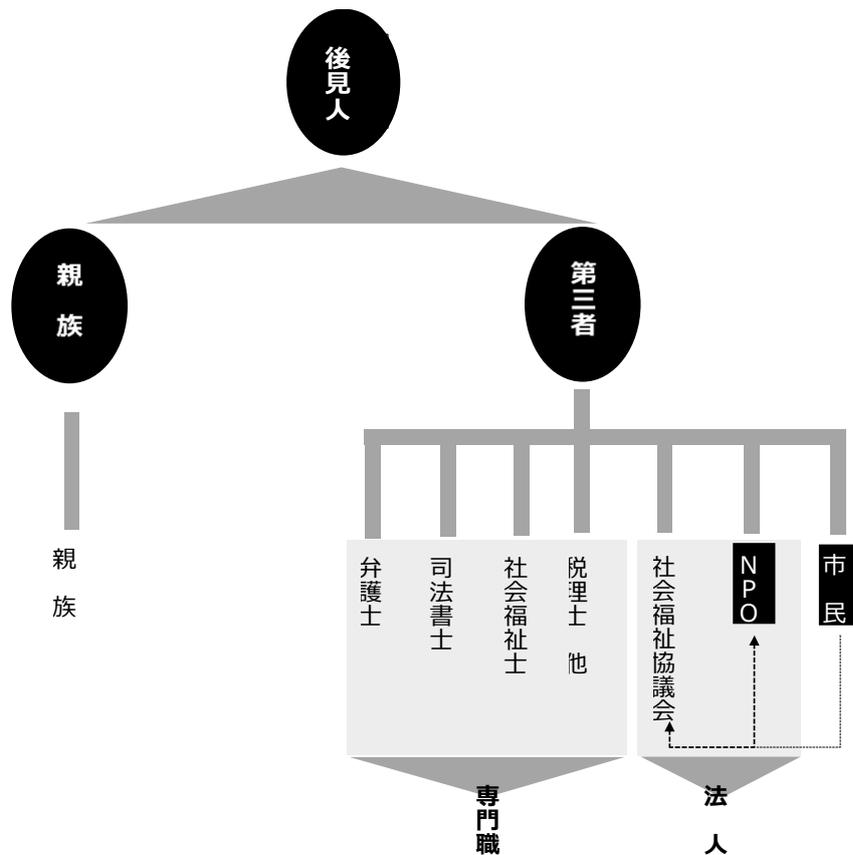
あわせて支えあいの仕組みとして、市民後見人を養成する。市民後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外で、本人と親族関係や交友関係になく、社会貢献のために、自治体が行う養成講座などを受講して成年後見人等になることを希望している人をさしており、同じ地域の身近な人によるサポート制度として、近年期待が高まっている。

坂井市においても、この市民後見人を養成し、地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる担い手として期待されている。

また、親族後見人についても、後見開始後のサポートが不足しているとの指摘があることから、法人後見、専門職後見とあわせてそのサポート体制を確立する。

以上のこととあわせて、講演会や研修会などを開催し、今後は成年後見制度の理解と利用促進を図っていくこととする。

図 後見人の分類と取り組み例のイメージ



民後見入門』東京大学市民後見人養成講座テキストより作成

4 坂井市社協が取り組む法人後見事業に対する考え方と 立ち上げへの準備

平成 30 年度調査の結果からは、要支援者が増加し、成年後見制度のニーズが益々高まっていくものの、個人後見人で受けられない複雑で困難な事案の増加、また第三者後見人の受け皿不足など、様々な課題が浮かび上がった。

また、本人・家族からも、障がいの視点から関わる中立的、客観的な組織やチームでの後見支援が必要との意見が出された。それらに対して、検討委員会や三士会からは、セーフティネットの視点から、社協が成年後見制度に関わることの重要性や、障がいを持つ方を支援するために、ハードからソフトまで幅広い関係機関とのネットワークを構築する必要性が挙げられた。

○そこで、以上の結果もふまえ、地域福祉を推進する坂井市社協の「法人後見」の考えと実施手順をまとめるとつぎのようになる。

(1) 地域の「セーフティネット」としての役割を果たすために、法人後見を実施するとともに、社会福祉協議会に求められる役割を担う。

①市内において、法人後見を行っている法人がない現状においては、社協の特性を活かし、個人の後見人等では生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えるという地域のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

②中核機関及び地域連携ネットワークが構築される中で、法人後見実施機関としてだけでなく、社会福祉協議会に求められる役割を果たしていく。

«例えば…»

「中核機関の機能」

③成年後見制度利用促進機能のうち

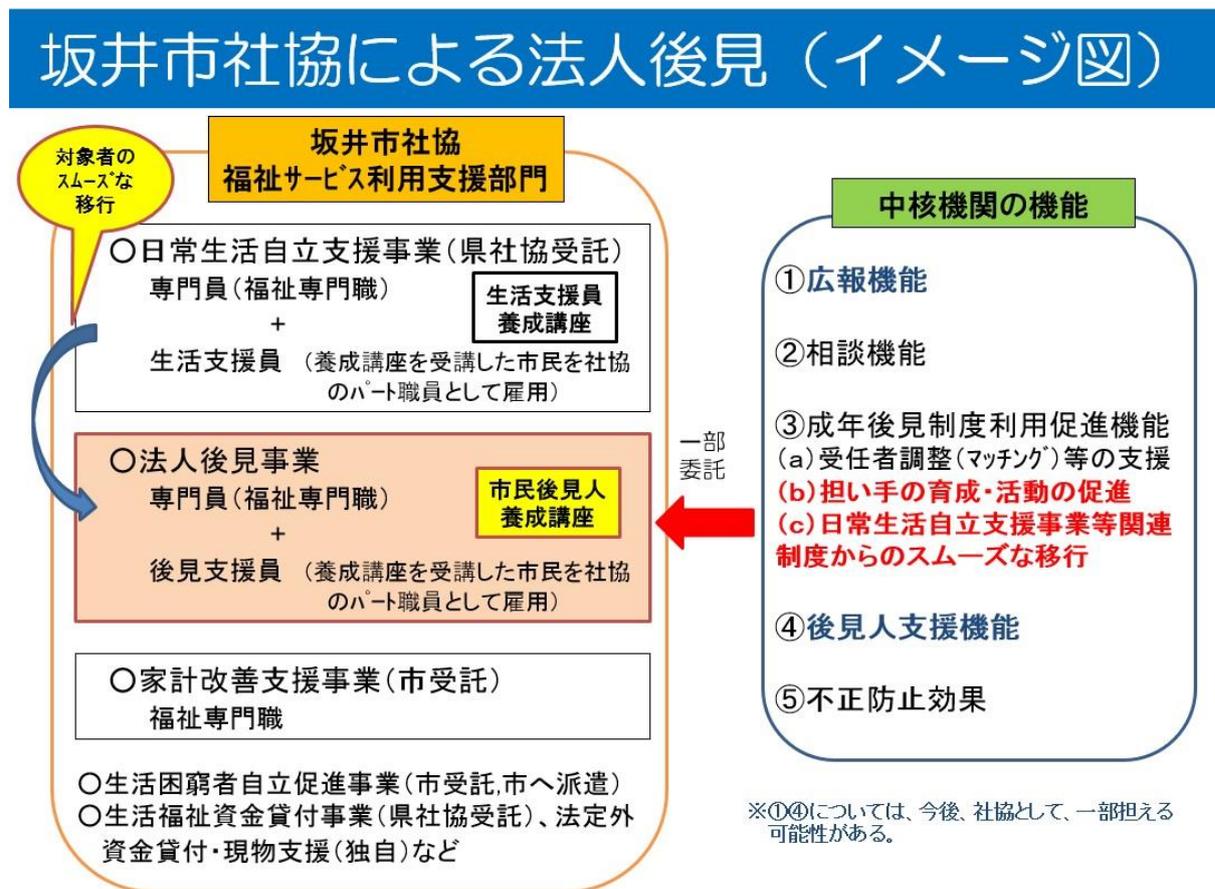
(b)担い手の育成・活動の促進

(案) 後見業務への市民参加の場にもなるため、市民後見人の養成、後見支援員としての活動を実施する

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

(案) 社協で実施している日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な方について、滞りなく移行できるよう支援する

図 坂井市社協による法人後見のイメージ

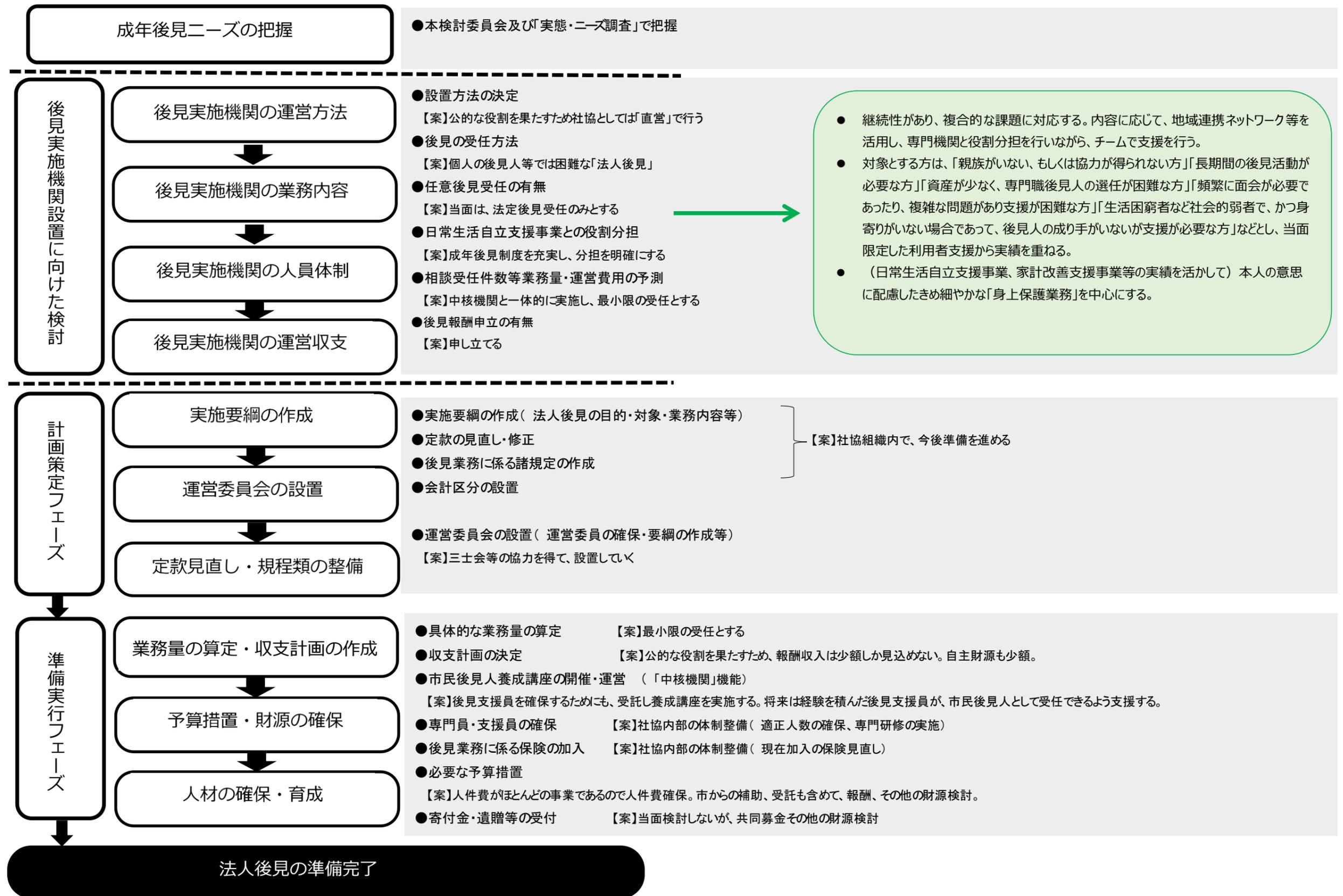


(2) 法人後見事業実施にあたって、準備すること

法人後見事業実施にあたり、坂井市社協として準備することを、(社団) 全国地域生活支援機構「法人後見のてびき」を参考にしてみよう。

検討にあたっては、まず社協組織内の合意形成(長期事業計画、理事会・評議員会の承認、実施要綱整備、担当職員配置及び研修など)を行う必要があり、人員や情報、財源などについての、社協内部の体制整備を行う必要がある。

■坂井市社協における法人後見開始に向けた体制整備の流れ



5 おわりに

以上の検討をふまえ、来年度は坂井市社会福祉協議会組織内において、法人後見実施機関の運営・業務、人員体制、収支等の設置に向けた検討に進むこととする。

また、坂井市においても、次年度以降、「成年後見制度利用促進計画」の策定に進むとともに、計画に沿った施策展開として、中核機関の検討ならびに地域連携ネットワークの検討、ならびに広報啓発、利用促進にむけた取り組みを進めていくこととする。

<委員長・副委員長のコメント>

成年後見制度は大きな転換点を迎えています。同制度は平成12年に社会福祉基礎構造改革の下で福祉サービスの契約化と同時に判断能力の不十分な人々を支援する制度として開始されました。開始から約19年が経過しようとしていますが同制度の先進国と比較すると依然として利用者は少なく、ニーズを抱えた人々が制度につながっていないとする見方もあります。他方、日本における同制度の特徴といわれるのが第三者後見（専門職後見）の選任比率の増加です。これにともない現在、専門職後見人の不足が喫緊の課題となっており、福井県も例外ではありません。今後は、地域において組織的に後見業務を担うことのできる法人後見、市民後見の育成・活動支援を行う必要があります。また日本は2014年に国連障害者権利条約を批准しました。これに関連し本人の意思決定を支援する後見制度のあり方が課題となっています。これらの課題に対し法人後見のメリットとして1.継続・安定した後見業務の実施、2.チェック体制による不正防止のシステムの構築、3.複数の専門職のチーム対応による丁寧な意思決定支援の実現、があげられます。

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行され、同法12条の下で平成29年3月に内閣府による「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。同法23条に基づき今後市町村は独自の基本計画を策定することになります。基本計画における最大の目標は「全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築」です。そのための組織として地域における権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」を設置することが求められています。同ネットワークの運営・コーディネートの中核となる「中核機関の整備」は市町村におけるもっとも重要な課題です。一方促進法24条では都道府県の役割についても定めがあり、「市町村等の区域を超えた広域的な見地から必要な助言や援助を行うこと」と「国との連携確保等において主導的役割を果たす」ことが期待されています。

行政機関である地方自治体と司法機関である裁判所、民間団体である社会福祉協議会等、各土業をはじめとする専門職を巻き込んだ大掛かりな体制づくりは、制度開始以来、初めてのことです。現在全国各地で先駆的地域の紹介をふまえたシンポジウムやセミナーが開催されています。これらの実践は大いに参考にする必要がありますが、それをそのままの形で取り込むのではなく、地域の特性に合わせたネットワーク及び中核機関の形を模索し、整備していく必要があります。坂井市の本委員会メンバーによる意欲ある実践とその成果が、今後の福井県内の基本計画の策定、ならびに地域連携ネットワークの整備ならびに中核機関の素地となっていくことを心から願います。

坂井市法人後見支援検討委員会委員長
福井県立大学看護福祉学部
山口 理恵子

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。そういった流れの中で、福井県内においては、昨年の初めごろから、福井家裁や三士会（福井弁護士会、福井県司法書士会、福井県社会福祉士会）が、徐々に意見交換会や勉強会を開催するようになり、今では、福井家裁において、行政（県、市町）、社会福祉協議会、専門職団体等の関係者からなる連絡協議会が定期的で開催されるまでに至っています。その連絡協議会に参加している関係者からは、同基本計画の進捗に関して、県内では、坂井市が最も先んじているとも聞いております。

このたびの坂井市法人後見支援検討委員会には、私としては、坂井地区障害児・者総合支援協議会の権利擁護部会長としての参画となりましたが、坂井市においては、本検討委員会にそれぞれ委員として参画された坂井市社会福祉課の井上純子参事と廣嶋嘉一主任が、ちょうど、平成28年4月に同課に異動されてきたことを思い出します。当時は、障害者差別解消法が施行されたところでもあり、権利擁護部会の活動計画としては、そこに力点を置いたものを念頭にしていた訳ですが、何かの会議の後のちょっとした雑談の時に、廣嶋様から成年後見制度利用促進についてのご相談があり、そういうことならばということで、平成28年度の権利擁護部会の活動に成年後見関連の研修も組み入れることとしました。ちょうどその頃、どうも、時を同じくして、県外から、成年後見制度を専門に研究されている先生が、福井県立大学に赴任してこられたよだということがわかりました。その先生には、早速、同部会において、成年後見制度の利用促進や意思決定支援に関する研修をお願いした次第でございますが、実に幸運な巡り合せと申しますか、その御方こそ、本検討委員会にて委員長を務められた山口理恵子先生であります。

その他にも、たくさんのご縁を感じながらの本委員会への参画でございましたが、坂井市がいち早く成年後見制度利用促進基本計画に対応し得たのは、委員の皆様お一人お一人のお力はもとより、これらご縁の賜物とも考えます。

本報告書の骨子を基に、これから、坂井市及び坂井市社会福祉協議会の担当職員の方々には、実際の運用に向けた、たいへんな肉付け作業が待ち構えているものと思われませんが、住民が安心して暮らしていける地域社会のために、今後とも、微力ながら協力して参りたいと存じますし、このたびのご縁を大切に、権利擁護支援にかかる地域連携ネットワークを構成する一員としても尽力して参りたい所存です。このたびは本当にありがとうございました。



坂井市法人後見支援検討委員会 副委員長
社会福祉法人かすみが丘学園
生活介護事業所ハーモニーかすみ
櫻井 敬一

IV 資料編

1 設置要項

法人後見支援検討委員会設置要項

1 目的

坂井市社協は、福井県の補助を受け実施する「成年後見立上げ支援事業」（以下「県モデル事業」）において、中核機関の設置および地域連携ネットワークの整備等の検討と法人後見団体としての体制の整備の検討を行うために、「法人後見支援検討委員会」を設置する。

2 構成

(1) 検討委員会は、以下の委員をもって構成する。

- ①学識経験者（県立大 山口理恵子准教授）
 - ②高齢福祉分野（地区地域包括支援センター 社会福祉士）
 - ③障害福祉分野（坂井地区障害児者総合支援協議会権利擁護部会）
 - ④生活困窮（坂井市自立支援相談機関）
 - ⑤当事者家族
 - ⑥専門機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）
 - ⑦行政関係（県社協、坂井市社会福祉課、福祉総合相談室、健康長寿課（基幹地域包括支援センター））
 - ⑧事務局（坂井市社協 地域福祉課）
- (2) 検討委員会には、正副委員長を置く。
- (3) 検討委員会は必要に応じ、当事業に関する学識経験を有する者、関係機関、当事者等の出席を求めることができるものとする。

3 検討事項

- (1) 法人後見センター(仮称)構想についての検討
- (2) 中核機関の設置および地域連携ネットワークの整備等の検討

4 検討期間

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から検討事項が終了するまでとする。

5 運営開催

検討委員会に関する庶務は、坂井市社協地域福祉課が行うものとする。

附則 この設置要項は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
委員の構成は人事異動等により変更するものとする。

2 検討体制

	区分	氏名	所属
1	学識経験者	山口 理恵子	福井県立大学看護福祉部 准教授
2	専門機関	今井 康人	春江法律事務所 福井弁護士会
3		竹内 順子	司法書士法人 ist (イスト) 坂井事務所 成年後見センター・リーガルサポート
4		飯田 裕美	福井県立大学 就職・生活支援課キャンパ ^o ソーシャルワーカー 成年後見サポートセンター ぱあとなあ福井
5	当事者家族	酒井 敏光	(株) Lee 製作室 NPO 法人 坂井市住民会議きずな 理事長
6	県社協	島 琴美	福井県社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐
7	高齢福祉分野	唐崎 徳之	春江地域包括支援センター 社会福祉士
8		松川 信之	坂井地域包括支援センター 社会福祉士
9	障害福祉分野	櫻井 敬一	生活介護事業所ハーモニーかすみ 管理者 坂井地区障害児・者総合支援協議会 権利擁護部会長
10	生活困窮	岩間 和代	坂井市自立相談支援機関 主任相談支援員 (福祉総合相談室)
11	行政	千秋 久美子	坂井市健康長寿課 参事 (基幹型地域包括支援センター センター長)
12		井上 純子	坂井市社会福祉課 参事
13		西 香代美	坂井市福祉総合相談室 参事
14	事務局	廣嶋 嘉一	坂井市社会福祉課 主任
15		斉藤 正晃	坂井市福祉総合相談室 社会福祉士
16		福岡 真由美	基幹型地域包括支援センター社会福祉士 (坂井市健康長寿課)
17		嶋田 貴美	坂井市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
18		宮永 陽子	坂井市社会福祉協議会 地域福祉課 補佐
	事務局支援	半田 幸子	(株) 生活構造研究所

3 事業所・関係機関アンケート調査

(1) 調査対象

市内で「要支援者」の支援を行う、地域包括支援センター、介護サービス事業所（居宅、GH、施設）や相談支援事業所、社会福祉協議会、市役所（福祉総合相談室）、生活困窮者自立支援機関、医療機関等 計 84 機関

※要支援者の定義は次ページ参照

(2) 調査内容

調査項目	問番号	設問
要支援者基本属性	問 1	要支援者の有無
	問 2	障害等類型
	問 3	年齢
	問 4	居住形態
	問 5	収入
	問 6	親族との関係
成年後見制度の利用	問 7	成年後見制度の申立ての有無
	問 8	相談した機関
	問 9	支障となった点
	問 10	申立人
	問 11	後見人
坂井市における成年後見制度の取り組み	問 12	支援制度の認知度
	問 13	希望する支援
	問 14	利用促進のために必要な仕組み
	問 15	今後の取り組みに関する意見

(3) 回収結果

84 機関 / 84 機関 回収率 100.0%

<「要支援者」の定義>

「判断能力が不十分」かつ「一定類型に該当することで生活に支障が生じている※」ため、成年後見制度も含めた何らかの後見的支援が必要とされている方をさします。すでに成年被後見人である方も含みます。

※「一定類型に該当することで生活に支障」とは・・・

過去に消費者被害にあったことがある、日常的な金銭管理が困難、医療・福祉サービスの利用が進まない、経済的虐待の被害がある、身体・精神・性的虐待・ネグレクトの被害がある、本人がサービスの利用を拒否している、管理財産が多額、税金滞納、借金の処理が困難、収入に見合った支出が困難、その他の困難な事情があることをさす

<成年後見人・成年被後見人・第三者後見人の定義>

- ・成年後見人等：成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
- ・成年被後見人等：成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
- ・第三者後見人：親族以外で本人の成年後見人等に選任された専門職

問3 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の年齢の内訳を数字でご回答ください。

要支援者の年齢は、「80代」(43.5%)が最も多い(図表3)。

図表3 年齢

		回答欄	
		(人)	(%)
①	19歳以下	0	0.0
②	20代	2	1.1
③	30代	8	4.3
④	40代	6	3.3
⑤	50代	11	6.0

		回答欄	
		(人)	(%)
⑥	60代	27	14.7
⑦	70代	29	15.8
⑧	80代	80	43.5
⑨	90代	13	7.1
⑩	100歳以上	1	0.5
N.A=7(3.8%)		合計	184

(問1の合計人数と合致)

※) ①～⑩の合計と、記入された合計数と一致しない場合は、①～⑩の合計数で要支援者合計を算出している(該当2件)

問4 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の居住形態をご回答ください。

要支援者の居住形態は、「在宅(施設形態の在宅、入院中を除く)」(66.3%)が最も多い(図表4)。

図表4 居住形態

		回答欄	
		(人)	(%)
①	在宅(施設形態の在宅、入院中を除く)	122	66.3
②	入院	17	9.2
③	施設(グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど施設形態の在宅を含む)	40	21.7
N.A=5(2.7%)		合計	184

(問1の合計人数と合致)

※) ①～③の合計と、記入された合計数と一致しない場合は、①～③の合計数で要支援者合計を算出している(該当1件)

問5 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の主たる収入の内訳をご回答ください。

要支援者の主たる収入は、「年金」(81.0%)が最も多い(図表5)。

図表5 収入

	回答欄	
	(人)	(%)
① 年金	149	81.0
② 生活保護	11	6.0
③ 就労	13	7.1
④ その他(具体的)	5	2.7
⑤ 不明	1	0.5
	N.A=5(2.7%)	合計
		184

(問1の合計人数と合致)

※) ①～⑤の合計と、記入された合計数と一致しない場合は、①～⑤の合計数で要支援者合計を算出している(該当1件)

問6 問1で回答した合計人数のうち、以下の項目に該当する要支援者の人数をご回答ください。

要支援者のうち、「親族(身寄り)がない。」または「親族はいるが、協力を得ることが困難である。」に該当する人が47.8%である(図表6)。

図表6 親族との関係

	回答欄	
	(人)	(%)
① 親族(身寄り)がない。	17	9.2
② 親族はいるが、協力を得ることが困難である。	88	47.8
	合計	184

※) ここでいう「親族」とは、「2親等以内の血族又は姻族(本人及び配偶者の兄弟姉妹、孫など)」及び「回答者が知りうる範囲の4親等以内の血族(本人のいとこ、甥姪の子など)」を指します。

※) 「協力を得ることが困難である」例としては、以下のとおりです。

- ・ 親族が身体的又は精神的問題等を抱えており、利用者のことを任せられない状況にある。
- ・ 親族から虐待(身体的・精神的・経済的・性的・ネグレクト等)を受けている(又は過去に受けていた)状況にある。
- ・ 本人と親族間に何らかの利害対立が生じている。
- ・ 親族はいるが協力を事実上拒否されている(又は連絡がつかない)。

問7 問1で回答した合計人数のうち、貴施設・事業所として、成年後見制度の申立て(支援を含む)を行った、要支援者は何人いますか。

要支援者のうち、成年後見制度の申立て(支援を含む)を行った人は10.9%である(図表7)。

図表7 成年後見制度の申立ての有無

	回答欄		合計
	(人)	(%)	
要支援者	20	10.9	184 (人)
「1人以上」と回答施設・事業所	11	13.1	84 (件)

問8 (問7で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。)
 成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談した機関をご回答ください。(当てはまる全ての番号の回答欄に「1」を記入してください。)

成年後見制度の申立てについて相談した機関は、「地域包括支援センター」(54.5%)
 が最も多い(図表8)。

図表8 相談した機関(複数回答可)

	回答欄	
	(件)	(%)
① 家庭裁判所	2	18.2
② 地域包括支援センター	6	54.5
③ 坂井市役所(地域包括支援センター以外)	1	9.1
④ 福井県弁護士会又は弁護士	3	27.3
⑤ リーガルサポート福井県支部(県司法書士会)又は司法書士	4	36.4
⑥ ばあとなあ福井(県社会福祉士会)又は社会福祉士	2	18.2
⑦ 坂井市社会福祉協議会又は福井県社会福祉協議会	1	9.1
⑧ その他(内容:)	3	27.3
⑨ 他機関には相談していない(自施設・自法人のみで対応)	0	0.0
	合計	11

※「1」以外の数値が入力されている場合も「1」としてカウントしている(該当2件)

※「1」と入力されている場合も問7で「1人以上」と回答していない場合はカウントしていない(該当2件)

問9 (問7で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。)
 成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で、支障となった点についてご回答ください。(当てはまる全ての番号の回答欄に「1」を記入してください。)

成年後見制度の申立ての準備・検討を進める上で支障となった点は、「申立人(親族)の協力が得られなかった。」(63.6%)が最も多い(図表9)。

図表9 支障となった点(複数回答可)

	回答欄	
	(件)	(%)
① 成年後見申立費用を工面するのが困難であった。	3	27.3
② 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難であった。	2	18.2
③ 本人が成年後見制度の利用を拒否した。	0	0.0
④ 申立人(親族)の協力が得られなかった。	7	63.6
⑤ 首長申立が進まなかった。	4	36.4
⑥ 後見人候補者の確保が困難だった。	2	18.2
⑦ 成年後見申立のための資料収集が困難であった。	1	9.1
⑧ 相談先がわからなかった。	0	0.0
⑨ 利益相反の可能性があった。	0	0.0
⑩ その他の支障があった。(内容:)	0	0.0
⑪ 特に支障となっている点はなかった。	1	9.1
	N.A=1(9.1%)	合計
		11

※「1」以外の数値が入力されている場合も「1」としてカウントしている(該当1件)

※①~⑩と⑪の両方に「1」と回答されている時は①~⑩のみカウントしている(該当1件)

※「1」と入力されている場合も問7で「1人以上」と回答していない場合はカウントしていない(該当1件)

問 10 (問7で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。
申立人はどなたでしたか。

成年後見制度の申立人は、「坂井市長」(40.0%)が最も多い(図表 10)。

図表 10 申立人

		回答欄	
		(人)	(%)
①	本人	0	0.0
②	親族	5	25.0
③	坂井市長	8	40.0
④	その他(具体的に)	7	35.0
N.A=0(0.0%)		合計	20

(問7の合計人数と合致)

問 11 (問7で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。
後見人(候補者)はどなたでしたか。

成年後見制度の後見人(候補者)は、「第三者後見人(候補者)」が75.0%である(図表 11)。

図表 11 後見人

		回答欄	
		(人)	(%)
①	親族後見人(候補者)	4	20.0
②	第三者後見人(候補者)	15	75.0
N.A=1(5.0%)		合計	20

(問8の合計人数と合致)

問 12 あなたは、坂井市の成年後見制度の利用に関する支援制度を知っていますか。

成年後見制度の申立てを行った施設・事業所のうち、坂井市の支援制度を「知っている」のは64.3%である(図表 12)。

図表 12 支援制度の認知度

		回答欄	
		(件)	(%)
①	知っている	54	64.3
②	知らない	18	21.4
N.A=12(14.3%)		合計	84

問 13 あなたは支援者として、成年後見制度の利用を検討する必要があると感じた場合どのような支援を希望しますか。当てはまる番号に、いくつでも「1」をつけて下さい。

成年後見制度の利用を検討するために希望する支援は、「相談支援時の同行や同席」(69.0%)が最も多く、「個別訪問等による制度説明」(59.5%)、「ケースに対する助言(スーパーバイズ)」と「申立書の書き方や準備の支援」が54.8%で続いている(図表13)。

図表 13 希望する支援(複数回答可)

	回答欄	
	(件)	(%)
① 個別訪問等による制度説明・	50	59.5
② 相談支援時の同行や同席	58	69.0
③ ケース検討の場	38	45.2
④ ケースに対する助言(スーパーバイズ)	46	54.8
⑤ 申立書の書き方や準備の支援・	46	54.8
⑥ 法律専門職の助言	40	47.6
⑦ 第三者による後見人等候補者の紹介	35	41.7
⑧ 成年後見制度に関する分かり易いパンフレット	45	53.6
⑨ その他(具体的に:)	4	4.8
	N.A=8(9.5%)	合計
		84

問 14 あなたは、これから坂井市における成年後見制度の利用促進にあたり、市内にどのような仕組みや地域資源が必要だと思いますか。当てはまる番号に、いくつでも「1」をつけて下さい。

坂井市における成年後見制度の利用促進のために必要だと思う仕組みや地域資源は、「成年後見に関する明確な相談窓口の設置(相談機能)」(77.4%)、「申立にかかわる相談・支援」(69.0%)、「本人の状態変化に応じて、適切な時期に、権利擁護支援の見立てを検討できるしくみ」(61.9%)が上位に挙げられている(図表14)。

図表 14 利用促進のために必要な仕組み(複数回答可)

	回答欄	
	(件)	(%)
① 本人に身近な人が発見・気づき、相談につながりやすくなるような周知・広報(広報機能)	50	59.5
② 成年後見に関する明確な相談窓口の設置(相談機能)	65	77.4
③ 地域の相談機関における検討への専門職の派遣	43	51.2
④ 弁護士・司法書士などの法律職による相談支援が受けられる体制	33	39.3
⑤ 精神科医療などの医療機関と連携した相談支援が受けられる体制	36	42.9
⑥ 虐待対応の専門的な第三者機関の設置	35	41.7
⑦ 本人の状態変化に応じて、適切な時期に、権利擁護支援の見立てを検討できるしくみ	52	61.9
⑧ 本人の状態変化に応じて、適切な時期に、任意後見監督人選任に関する助言等を受けられるしくみ	33	39.3
⑨ 首長申立や成年後見制度利用支援事業の対象拡大	24	28.6
⑩ 申立にかかわる相談・支援	58	69.0
⑪ 本人に適切な支援ができるための支援内容や適切な候補者推薦を検討できるしくみ	29	34.5
⑫ 一定の研修を受けて後見活動を行う市民後見人の育成	23	27.4
⑬ 継続性があり、複合的な課題に対応できる法人後見を行う機関があること	32	38.1
⑭ 本人に身近な親族、関係者と後見人がチームとなって、日常的に本人を見守り、必要な対応を行う仕組み(後見人支援機能)	39	46.4
⑮ 親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられること	40	47.6
⑯ その他(具体的に:)	1	1.2
	N.A=7(8.3%)	合計
		84

問 15 坂井市における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等をお書きください。
(自由記述)

坂井市における今後の成年後見制度の取り組みについては、84 件の事業所の 36.9%にあたる 31 件から、現場で抱えておられる不安や課題など、具体的なご意見をいただいた(図表 15)。

図表 15 今後の取り組みに関する意見

1	坂井市では春江法律事務所の今井先生が主に関わって下さっていますが、他に主体的に関わってくれる方がいると良いと思います。
2	医療、福祉サービスの利用がないため、症状悪化している状況が把握しづらく、トラブル発生後の対応になりがちな高齢者および障がい者、生活困窮者の状況把握の迅速化にむけた体制づくりが必要だと思います。
3	理解が難しい方に説明する際の視覚化したツール等があると説明しやすい。またそれを活用できる支援者の育成。相談員等が抱えているケースが、今後、生活のしづらさや生活困窮に陥らないための予防線として、制度の適切な活用を希望。要支援者に対しての取り組みが継続して行われる仕組みづくり。
4	○ 成年後見に関わる機関が複数あるのですが、複数あることで各機関をどのように活用したら良いかがわかりにくいので、市に専門の相談機関があると良いと思います。 ○ 後見等の利用後についてですが、制度の継続性担保のために、法人後見の機関ができることを望みます。
5	今回のアンケートで人数を計上した方は、越前市管轄の要支援者です。当方は入所施設のため本人に係る財産に関する不都合が発生した場合、要支援者の管轄である市町への相談になっています。現住所は、坂井市にあるのですから 坂井市窓口(例、指定を受けた第三者機関が行う窓口があれば)で相談ができ、要支援者である他市町への連携などできると素晴らしいと考えます。
6	一次相談窓口として地域包括支援センターが本制度の相談を受けることがありますが、年間2~3件ほどで実際に関わっていくことが少なく経験を積むことができていません。研修を受けたり参考書を読んだりしても、実際のケースになるとうまく対応できるか正直不安に思います。高齢者の相談内容も複雑化しており、これまでは家族がいることが基本の相談から、家族がいない・希薄している家庭も増えているため、本制度を必要とする高齢者も増えてくることが予想されます。そんな中で一次窓口機能を強化していくためにも、中核機関、法人後見等、身近に"専門職が相談できる機関"があればと考えます。お互いの役割を持って連携していけば、必要とされる方に必要な時期に後見制度を利用してもらえると思います。
7	個別に相談対応できる専門機関を作してほしい
8	成年後見制度について、当事者・家族にまだまだ周知されていないので、制度説明の機会を設け、推進していきたいと考えている。申し立ての手続き等が親族自身が高齢でできない等の事情もあり、法人・事業所でも手続きをお手伝いしてきたが、その余裕がなくなってきた。後見制度の活用が必要な人がなんとかスムーズに活用につなげるにはどうしたらいいか。後見人が不足しているのでその育成も急務の課題。市民後見がなんとか後見人に育成できるような仕組みが必要だと思う。
9	要支援者を抱えている家族でも、制度自体を全く知らないことが多いため、市として地域住民への啓蒙活動をお願いしたい。また、民生委員、福祉委員、保健師などが連携し、問題が大きくなる前に介入できるように、地域力の強化に取り組んでもらいたい。
10	坂井市が法人成年後見の仕組みを作って下さると後見申請後の結果が早く決定したり相談し教えて下さるスーパーバイザーして頂けると楽しみです。
11	・社会福祉士会、弁護士、司法書士でのなり手がなかなか見つかりにくくなってきていると聞きます。また、地区包括としても、困難事例も多くどうしても市長申し立てに頼ってしまう実情もありますが、今後、基幹型包括の負担も増え、対応が遅れていく事も可能性として出てくると思います。なので法人後見のような機関が増える事は、とても地域住民にとっても利用しやすくなると思います。 ・法人後見を立ち上げたとしても、高齢者の対応では地区包括が第一窓口になっていくと思いますが、地域の方の相談対応行い、さらに必要時には、どこに相談すればよいのかを明確化されるとわかりやすいと思います。法人後見に繋げてよいのか、それとも、市長申し立てでも専門職の第3者がよいのかなど検討できる場があると地区包括としても動きやすいと思います。
12	今回のアンケート調査では該当する方はいなかったが、今度確実に成年後見制度が必要な方は増えてくると思われる。取り組みに対しても各自治体で差があるように感じるし、要支援者の同意や親族等が認識を共有できるよう分りやすい説明が必要だと思う。また、不祥事などから信頼性の問題もあると思うし、まず取り組みを周知させること、そして安心感を与える為のアピールも必要ではないだろうか。複雑なことや時間がかかること、費用の問題など制度自体にもまだ課題もあると思われるし、市民後見人の育成のための取り組みも増やして欲しいと思う。
13	実際の経験として、経済的に余裕のない方の相談の過程で後見人の費用が捻出できないとの理由から断られたことがあった。その後、別の窓口で相談したところ丁寧に対応してもらえ実際に後見人が決まるまで支援してもらえた。どの相談窓口に出会えるかで制度利用に辿り着ける、着けないと差が出てくる恐れがあるのは非常に課題ではないかと思われる。後見人を引き受ける、引き受けないの依頼ではなくあくまでも制度申請の相談の段階だったので、その対応については非常にがっかりしたことを覚えている。幸運にもとても良い方と巡り合ったのでよかったが、運では困ることですし、今現在から今後ニーズはより増加するため、より注力することが求められると思われる。
14	実際、この制度に関わった事例がないため、イメージがわいてこない状況です。看護という立場からの関わりになるため、問題が顕在化していないと特に考えていないことが現状です。
15	十分に取り組みされて、基幹型を含めて相談しやすい環境で助かっています。今後ともよろしく願いいたします。
16	成年後見制度はわかるが、特に、お金のない人に関して、どのように支援していくかが問われるのではないかと。
17	入院や介護サービス利用時に保証人がいない方がいます。その為必要なサービスが受けられなかったり、入所できなかつたりすることがあり、困っておられます。そのような場合に相談する窓口や低料金で保証人を引き受けてくれる公的な制度があるといい。

18	誰でも分かり易い、相談し易い窓口を設けて欲しい。
19	成年後見制度がある事は知っているが、実際に必要だと思われる利用者様がいた場合、どこへ申請に行くのか？誰が行くのか？が理解できていない。 自宅へ訪問し、本人や親族へ説明してもらえる様な機関があると良いと思う。 説明しても同意が得られない場合や、金銭的な負担の問題で利用できない場合もある。
20	・経済的に苦しい人はこの制度は利用しづらいのですが　・親族が協力的でない又はいない人には利用するハードルが高い現状である
21	仕組みをきちんと作ってくださるだけではなく、実際に貢献が必要な方、虐待疑いがある方や家族への支援や予防のために動いてもらいたいです。 会議や記録、データの収集だけで終わらないでいただきたいです。
22	・ケアマネがどのように相談や支援に繋がれるか？ケースごとでの手探り状態で、負担感が大きい。 ・ケアマネの知識の必要性を感じるが制度が難しい。 ・成年後見制度申請までの初動の段階から専門の相談窓口が出来、一緒に支援して貰える事でスムーズに制度利用が検討できるようになると思われる。
23	以前、担当していた利用者が松原病院退院後、息子氏が成年後見人申請することになったが、手続きが非常に煩雑であったような気がする。(退院後はグループホームに入所されたために、手続きに関する方法や申請書類について調べたがその後は申請したかどうか不明) 裁判所への手続きだけで敷居が高いように感じた。もっと身近に出来るものとの印象があれば良いと思う。
24	過去に独居認知症の方の支援時について、当時思っていた事。(親族は千葉県在住) ・金銭管理は、権利擁護制度を利用してしたが、出金に際して、親族が不満を感じられ、親族の方が後見人を申し立てられて、制度の利用が短期間に終わったことがありました。 ・その時に感じた事。
25	入院や介護サービス利用時に保証人がいない方がいます。その為必要なサービスが受けられなかったり、入所できなかつたりすることがあり、困っております。そのような場合に相談する窓口や低料金で保証人を引き受けてくれる公的な制度があるといい。
26	制度について勉強不足で、対象者の方がいても適切に支援が出来るのか不安があります。研修などで学習しても難しすぎて追いつかない状態です。
27	・普通に生活してきた人は、成年後見制度は実際の生活に関係がなく興味もありません。そのため、制度の理解が不十分です。制度を利用しようとしても、どこに行けば？何をしてくれるのか？です。まずはこのような成年後見制度を知ってもらうこと、知ってもらえる場を増やすことが大切だと思います。
28	・成年後見制度の運用上のポイントやトラブル事例などがありましたら、情報提供があれば幸いです。
29	「成年後見制度」「権利擁護」などと聞くだけで、法律的な用語すぎて、利用が前提でないと相談しづらい。 たとえば「消費者センター」のように、どんな小さな困りごとでも相談してよいというイメージ作りが必要だと思う。
30	入院や介護サービス利用時に保証人がいない方がいます。その為必要なサービスが受けられなかったり、入所できなかつたりすることがあり、困っております。そのような場合に相談する窓口や低料金で保証人を引き受けてくれる公的な制度があるといい。
31	・成年後見制度の運用上のポイントやトラブル事例などがありましたら、情報提供があれば幸いです。

4 グループインタビュー調査

日時：平成30年9月19日（火）13:30～15:30 坂井市社協本部 多目的ルーム
出席者：障害当事者、市内障害者団体メンバー、もしくは団体からの声かけにより参加した家族 12人

① 成年後見制度の「広報」の必要性について

- ・行動援護サービスでも、坂井市内の利用者は少ない。それでも、必要としている人のためにやるのならいいが、やったはいいけど途中でなくなったとかどうかと思う。子どもに合ったサービスを選択したい。本当に必要な人が利用できるならいいが、制度はあるけど使えないという人が結構いる。あとは、携わる人の教育が重要。どこまで可能なのか。
- ・春江の団体に入っている人で、手帳を持っていなかったために、母親が死んだあと2ヶ月間行政にも社協にもつながらずに生活していたということがあった。お風呂に入っていなかった。かなりショックだった。そういう人をどうやって見つけていくのか。民生委員はすぐ裏に住んでいたし、町内会でお葬式もしていたのに、その子が一人になったということを行政につないでいなかった。民生委員だけに頼ってはいけなし、行政だけに頼ってもいけない。
- ・現状ではどういう時に後見人をつけているのか。仕事で補装具を作る時に、子どもの親がいるのに後見人とやりとりすることがある。親は責任を放棄してしまっているのだから、後見人を選んでいいのか疑問に思ったことはある。
- ・後見人がどこまで汲み取れるのかが一番不安。解釈の違いで勝手な契約されたりしても困る。親だから、間違った契約をしても責任を取れるが、後見人にどのくらい期待していいのか全く見えない。月々お金を払って、契約なんてしょっちゅうないし、何がメリットなのか聞きたい。
- ・メリットが見えないからやろうと思わないのだと思う。デメリットが頭をよぎって仕方がない。
- ・こういう議論が、自分にとっては辛い。それが本当に届くのが疑問。分かってくれる人はごくわずかだから、そういう人が後見人になるが、それを疑う自分がいるのも辛い。辛いことをわかった上で議論されるなら正しいと思う。
- ・実際に成年後見制度を利用されている方の話も聞きたかった。そうするとどういった困りごとがあるのか、利用したことがない自分たちだけでは分かりづらいところがある。
- ・娘さんや兄弟など、頼むと言われた人の話を聞けたらいい。そういう人は、本人のことは知っているが、他の人とつながる機会がないので、情報を教えたり相談したりする場がないと、すごい重荷を感じている可能性がある。
- ・親が元気なうちは安く契約できて、何かあったときから報酬が出るならいいけど、転ばぬ先の杖として利用しようとは思えない。

- ・自分に何かあった時に何を記入しておけばいいかとかを、見せてもらえると安心である。
- ・後見人を決める前から段階を踏んでやっていくのなら、法人後見の方がやりやすい。
- ・施設などの第三者的機関が法人格を取ってくれればいい。自分の信頼できる NPO にお願いできればと漠然としては思っている。
- ・法人であれば、顧問の先生とかがいる。個人に頼むのはハードルが高い。
- ・うちの娘は意思表示できない。親だって意思の確認ができていないか自信がないのに、後見人をつけても難しい。
- ・町の中に後見人が必要な人はたくさんいると思う。一番いいのは民生委員だが、限界がある。後見人制度の認知を広げていく必要がある。意識が上がっていけば民生委員や福祉委員への PR になる。
- ・町の中で、この人はどうかという人、民生委員にもう少し頑張ってもらうとか、町会長さんなどに落とし込む。個人情報などの問題があると思うし、町会長は毎年代わるのでどうかとも思うが。災害時要援護者の情報は町内会長までは渡しているのか。
- ・ここには相当意識が高い人が集まっていると思うが、それでも、後見のことはわからない。もっと前提抜きに話をする場を作る必要があると思う。今日は当事者の方も来ているが、こういう場では当事者のことは頭から抜ける可能性がある。当事者の話をじっくり聞かないといけない。それは行政だけでなく自分たち NPO の役割でもあると思う。権利擁護の話だけではなくて、地域のことを話してそこから権利擁護につなげていく。権利擁護だけを取り上げても、それだけの問題ではない。話し合いの場をどうやって作っていくのが大切だと思った。
- ・障害があっても、診断、受給証がなかったり、一般学級に通わせている人がいる。そういう人たちを行政が把握できる状態に持っていくことがまず大事。困っていると言うことを恥ずかしいと思って、言えない人がたくさんいる。地域の中に相談できる場所や、電話で匿名でもいいのでつながる仕組みが必要。それにはたくさんの団体が協力する必要があると思う。高齢者ばかりで、障害者は行きにくい。

② 成年後見制度にいたるまでの「相談」体制の必要性について

- ・自分名義の家と土地を息子のものにしようとしたら、司法書士の先生に、売る時に難しいだろうと言われた。私が死んだら帰ってきなさいよと話しているが、本人はあまり良い返事ではない。
- ・年金を便宜的に家族の口座に移すと、相続の時に相続税の対象になるので不便になると思う。困りごととしては、銀行口座開設の時にすでに困りごとが発生している。
- ・認知症の一人住まいの方は結構いらっしゃる。子どもは県外。弱みに付け込んでくる人も出てくると思うので心配。

- ・親が認知症で亡くなったが、当時金銭管理をやっていた。成年後見制度の話を知ったけれども、財産管理だけなのでそこまで考えなくても良いのではないかなと思う。自分自身がこの歳になると必要なのかなという気がしてきたが、金銭管理だけならこのままやれるかなと思う。
- ・自分たち夫婦が寝たきりになったり亡くなったあと、障害のある子どもが家や土地を守っていくのは大変なので成年後見制度は必要だが、金銭管理だけなら親戚やいどこに頼むレベルではないか。
- ・親族の後見人をつけた場合に、法の壁というか、今までできていたことができなくなることにすぐ不便さを感じる。法人後見については、今利用している施設（ハーモニー）では利用しているサービスの担当者が集まってグループ会議をしてくれる。そこに後見人も入ってくれるのならまだ納得できる。でも、営利目的の企業や弁護士という不安があるので、できれば非営利の方がいいとは多少考えている。
- ・僕自身障害を患っているが、意思というのは本人でないと分からない。後見人を立てようと思うと疑う心もあって、意思が後見人に伝わるのか不安である。
- ・うちの場合は、親もまだ大丈夫だと思うし、煩雑さとお金を考えてまだ必要ないと考えている。兄弟は見るよと言ってくれていて、金銭管理も頼んであるが、相続の際には成年後見人は必要になると思う。
- ・娘が同居しているので、息子のこともよく分かっている。成年後見人というと、金銭管理だけではなくて、施設との話し合いとか、例えばうちの子は心臓とか肺が悪いので、その医療同意ということになると、後見人はできないと聞いている。じゃあ何のための後見人ということになると、医療同意は家族とかに来て、金銭管理だけ後見人というもおかしな話だなと思うし、だからうちの場合は娘家族に、してもらえればいいかなという頭がある。
- ・親が活着している間は、親よりも後見人の決定が優先になる。親が活着の間は必要ないが、親がいなくなったら、社会に委ねるしか方法がない。その仕組みを今検討しているわけだが、今は後見制度しかない。ターミナルケアの医療同意も後見人ができると書いてある本もある。
- ・補助、補佐、後見とあるが、介護度が進行するにつれて、後見の割合も上げていくことが想定されているが、実際は、補助、補佐がほとんどなくて、どうしようもなくいきなり後見を利用することが多い。財産分与のために仕方なしに後見となる。
- ・親族が居ない場合に、専門職や法人後見が必要になる。社協さんがお願いすべき第三者後見の中の法人後見というところで、法人にお願いできないかなと考えている。施設を運営している法人に将来的に他の施設の利用者の後見を頼むということを考えている。いずれにしても本人に寄り添った後見ということで、親族で話し合える場合は早めに話し合ってもらうのが良いと思っている。
- ・まず困っている人たちを見つけて、そこから振り分ければ良いのであって、後見人制度のために必要としている人を見つけるというのは意味がないと思う。困りごと課がある所もあるくらいだから、困っていることを相談に行ける窓口を坂井市でも作っていただければと思う。

③ 成年後見制度の利用を促すことの必要性について

- ・ 2年前に親子で話し合っ、この子にはいくら必要ということを書類で残そうと思っているが実行はしていない。本人が住んでいるのは福井なので、私が死んだらうちへ帰ってこいと言っている。一度こちらでの生活を体験させようとしたら、社協の人に「お母さんはどこかへ行かなくてはなりません」と言われ、そこまでしなくてはいけないのかと思った。
- ・ 息子は福祉定期をしていたが、それを1年で切り替える時に私が郵便局に行ったら、親が代筆できないと言われて、郵便局の人が自宅に来られて、私が手を添えて息子の名前を平仮名で書いた。これに意味があるのか。手を添える人によって字は変わるし、オムツをしているような重度の息子に字を書かせるというのは、この子に少しでもお金を遺したいと思っても、通帳は本人でないと開設できない。子どものために取っておいて使おうと思っても、出し入れを親ができないので、その定期預金を全部親の口座に移した。
- ・ 育成会が支援員養成講座をやっている。親、職員が50人位参加し、最終的に支援員になれるのは25人くらい。誰でもなれるわけではない。ある程度勉強して気持ちがある人でないと成れない。
- ・ 困難事例と言われる、家族とか身寄りがない人が生きていく上でアパート、口座開設、施設入所など契約行為が行えない人が対象の第三者後見と言われている、弁護士、司法書士、社会福祉士会さんに頼むと、在宅で月平均2万円くらい、施設だと1万8千円くらいかかる。でも契約行為以外に必要な支援はないので、施設に無理を言うてお願いをしているというのが現状。意思表示が本人かという疑問だということで、真面目な施設側はどうしようかというところに今来ている。
- ・ 金銭的なことは仕事としてやってくれるならそれでいいが、信頼おけないと思うのは、医療補助的な見極めを、第三者の弁護士さんがどこまでこの子のことを思ってやってくれるのか。だからサービスを利用している法人に頼みたいというのがある。
- ・ 妻に発作があるので適切な医療やサービスを選んで対応してくれる人が必要。公的な制度がさほど進まず、営利事業者を育ててほしいという方向ではうまくいかないだろう。我々も、言うべきこと、こうあるべきということを言わないと、安心して死ねない。
- ・ チームを作るのは簡単だが、行政は申し送りがないので、担当者の引き継ぎをきちんとしてもらえると良いと思う。
- ・ 金銭管理は弁護士、医療はケアマネ、というように役割分担してもらえればいい。チーム支援という話があったが、最終的な判断は誰がするのか。押し付け合いされても困る。
- ・ 今通っている施設の法人がやってくれれば一番いい。矛盾しているが、自分の中では自分の財産は自分で始末してしまおうと思っている。従兄弟らにお願いしてその子らが自由に発言できるような法律・システムであってほしいと思っている。昨日今日の先生に任せたいとは思えない。
- ・ 発作が起きたらどうするのかということ、第三者の先生さんに任せられるのか、というのが、障害者の親が持つ不信感。それくらいならまだ、身内にならなってしまう。でも、そういう子には、任意後見人しか任せられない。身内が後見できるようにしてほしい。

- ・施設入所であれば後見人の仕事も少ないと思うが、国は在宅を進めている。在宅ケアサービスのどれが一番いいかを考えるのはケアマネの役割。後見人を別にするのではなく、ケアマネが後見人もするのであれば、不安も少し…。高齢者も同じ制度になっていくと思うので、ケアマネの位置づけを考える必要があると思う。

④ 専門職の後見人を支援する仕組みについて

- ・認知症の後見人も、重度の障害者の後見人も分けずにとすることは、どちらのこともしっかり勉強した方が支援員になるということか。そんな人材育成ができていいのか疑問である。
- ・後見人の報酬は、家庭裁判所が決める。後見人が、一年間の活動の記録を通帳の写しも含めて家庭裁判所に持っていく。その結果、年間の報酬を家庭裁判所が決定する。報酬金額は、正直まちまちである。
- ・信頼関係をどう築くのかという問題だと思う。専門職も悩んでいて、最適な選択ができるかと言えば難しい。先ほどの「多くの目で後見を支える」という話だが、本人に関わる、医者、介護スタッフ、施設などがチームを作り、そこに後見人を置くという形であれば、より最適な選択を促すためのチーム支援をしたり、それによって多くの方が関わるので抑止にもなるので、そういうのができるといいと坂井市でも考えている。

⑤ 成年後見制度の不正防止のための仕組みの必要性について

- ・チェックをしっかりして、後見人に色々な知識を求めても不可能だと思う。
- ・成年後見人は、なっただきした方の信用性がどこまであるのかというのが心配である。勝手に使い込まれていたという話しはよく聞く。今考えているのは、姪にお願いしようかということ。それが一番信用できる。
- ・新聞に載っていたが、成年後見人にお金を使い込まれて、本人は生活保護を受けることになったという事態があった。東京弁護士会が、成年後見人についての弁護士にアンケートをとった。本人と何度会っているかという質問に対して、一回も会っていないという人を含めて、契約の時だけ会った、3年間会っていないという人がかなりいた。
- ・後見人が高齢になり難しくなった場合には、この方が裁判所に申し立てて変えてもらうことになる。法人後見のメリットは法人がなくなる限り継続されること。後見人が本人の代わりにチームにいるので、チームの中でおかしいことがあれば変えていくということになる。

⑥ その他（当事者の困りごと・感想など）

- ・今は、ヘルパーさんが何でもやってくれる。坂井市にも男性のヘルパーさんはいるのか。本人はお風呂入る時は男性が良いけど、いないなら仕方がないと言っている。今は病院や福祉センターに行く時に連れて行ってってくれる人が、ヘルパーもやってくれている。坂井市はそこまでやってくれるのかなど。娘も年をとるので、もう看られないという時は、息子に合った施設に入れてやってくれればいよというような話だけはしている。

平成 30 年度
坂井市社会福祉協議会による
法人後見支援立ち上げ事業
報告書

平成 31 年 3 月

発行 坂井市社会福祉協議会
作成支援 (株)生活構造研究所